

運転免許経歴の「みなし継続」について

- 1 平成 27 年 6 月 1 日から一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された方が、当該取消しを受けた日から起算して 3 年を経過する前に、病気の治癒、改善等により運転免許を再取得した場合、取り消された免許証を受けていた期間を継続していたとみなす「みなし継続」が適用されます。
- 2 海外旅行、災害等のやむを得ない理由のため免許を失効し、失効から 6 ヶ月以内に再取得できなかつた方で、当該失効日から 3 年以内であれば、やむを得ない事情がやんだ日から 1 ヶ月以内に再取得を行った場合、失効前の免許を受けていた期間を継続していたとみなされます。

(道路交通法第 92 条の 2 第 1 項より)

くわしくは下記にお問い合わせください

福島運転免許センター 電話 0 2 4 (5 9 1) 4 3 7 2

郡山運転免許センター 電話 0 2 4 (9 6 1) 2 1 0 0